

平成 27 年度 事業シート

第5次廿日市市総合計画（後期基本計画）

担当課名		環境産業部 産業振興課	
予算科目	会計	01	一般会計
	款	06	商工費
	項	01	商工費
	目	02	商工業振興費

基本目標 1 健やかな暮らしを支え、安全で快適に暮らせるはつかいち
 政策目標 1 安全で安心して暮らせるまちに
 重点的取組 1 犯罪や交通事故などが少ないまちをつくる

事業名	消費生活相談事業	事業開始年度	平成 14 年度
	消費生活センターの運営	根拠法令 条例 個別計画等	消費者安全法第8条第2項及び第10条第2項

1 事業の目的、意図

目的	【対象】誰の(何の)ために	【目指す姿・意図】(いつまでに、どういう状態に)
	市民 (特に消費者被害に遭った人、消費生活センターへの相談者)	○消費者と事業者の間に生じた商品やサービスに関するトラブルなどについて相談を受け、助言やあっせんなどを行うことで消費生活トラブルを解決する。 ○消費者被害の未然防止を目的として、消費生活に関する情報提供を行う。

2 事業の実施主体・関係団体・役割

実施主体	市役所(職員)の役割	関係団体(パートナー)	関係団体(パートナー)の役割
市	消費生活センターに関する庶務全般(消費生活相談員の連絡調整、労務管理など)	消費生活センター	消費生活相談の実施

3 平成 27 年度 決算 (事業の内容・コスト情報・目標到達見込)

実施した事業の内容(活動実績)	・消費生活相談の実施 ・消費生活センターの運営 専門的な知識及び経験を有した消費生活相談員を配置し、電話・面談により、消費生活全般に関する相談に応じ、対応方法のアドバイス、業者との仲介及び専門機関への照会等の支援を行い、消費者被害の未然防止及び消費生活トラブルの解決を図った。 ○相談件数 平成27年度 790件/平成26年度 781件 ○開設日 月曜日～金曜日(ただし祝日及び年末年始を除く。) ○開設時間 9時～16時(ただし12時～13時を除く。) ・事業費関連 【歳入】 広島県消費者行政活性化事業補助金 3,204,063 円 雇用保険料 19,066 円 【歳出】 消費生活相談員報酬 4,906,200 円 消費生活相談員社会保険等 51,263 円 消費生活相談員交通費・研修旅費 299,044 円 消耗品費 18,002 円 チラシ印刷製本費 165,564 円 チラシ折込手数料 113,803 円 電話料・インターネット接続使用料(12ヶ月) 140,659 円						
	コスト情報(円)	項目		平成 26 年度決算	平成 27 年度決算①	①のうちH26から繰越	H27からH28へ繰越
		財源内訳	直接事業費 A	5,597,495	5,694,535		
			国庫支出金				
			県支出金	3,091,733	3,204,063		
			借入金(市債)				
			その他(使用料など)	19,894	18,910		
			市(市税など)	2,485,868	2,471,562		
			人件費(按分) B	0.60 人 5,144,400	0.60 人 5,189,400		
			総事業費(A+B)	10,741,895	10,883,935		
ト換算		①	人口(4月1日現在)	117,182 人	117,128 人		
	②	市民1人当たり	92	93			
到達目標	活動及び成果指標		単位	H26実績値	H27目標値	H27実績値	備考
	活動	消費生活相談の受付	件	781	770	790	
	成果	消費生活相談の内容に応じた助言	件	665	615	673	
	成果	消費生活相談の斡旋	件	116	155	117	